後野に関する基礎構座の

「運動語表」と「運動語」の違いは?

台風など大雨が続くと、ニュースなどで「避難指示」「避難勧告」という言葉をよく耳にします。これらの避難情報は、災害が発生又は発生する恐れがある場合に、住民に対して市町村長が発令します。これらはどんな時に発令され、どれが一番、緊急性が高いか理解していますか?避難情報の名称は、平成29年1月に避難勧告等に関するガイドライン(内閣府)により、下記のとおり名称変更されています。避難情報の意味をしっかりと理解しておくことが重要です。

避難準備。高齢者等避難開始

(変更前:避難準備情報)

★避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが 予想される場合に発令されます。

避難勧告

★災害による被害が予想され、人的被害が発生 する可能性が高まった場合に発令されます。

避難指示(緊急)

(変更前:避難指示)

★災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的 被害の危険性が非常に高まったときに発令され ます。



★発令されたときの行動★

- □<u>避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)と</u> その支援者は避難を開始しましょう。
- □その他の人は、避難の準備を整えましょう。



★発令されたときの行動★

- □すみやかに避難場所へ避難をしましょう。
- □<u>外出することでかえって命に危険が及ぶような状況</u>では、近くの 安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。



★発令されたときの行動★

- □まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。
- □<u>外出することでかえって命に危険が及ぶような状況</u>では、近くの 安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

必ずしも、この順番で発令されるとは限りません。また、これらの情報が発令されていなくても、 身の危険を感じる場合は自主避難をすることが重要です。